

株式会社みらいオーナーズスタイル

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年2月1日～2025年1月31日までの3年間
2. 内容

目標1:産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・2022年 7月～ 法に基づく諸制度の調査
- ・2022年10月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2:妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- ・2022年 3月～ 相談窓口の設置について検討
- ・2022年 6月～ 相談員の研修
- ・2023年度～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標3:女性の採用率を30%以上まで上昇させ、企業全体の男女比率の偏りを改善する。

<対策>

- ・2022年 3月～ 女性が活躍できる職場であることについて、求職者に向けた積極的広報
- ・2022年 6月～ 様々なハラスメントが起こらないようにするための管理者への研修等による徹底周知
- ・2022年 9月～ 女性が就業しにくい状況がある場合、必要に応じて改善